

令和4年度山形県山岳ガイド養成及び山岳資源の魅力発信事業費 補助金交付要綱

(目的)

第1条 知事は、本県の山岳地を訪れる観光者数の増加を図るため、山岳団体等が山岳資源の魅力の案内と安全な登山の普及を担う登山ガイドの養成や三大都市圏での情報発信の取組みを行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で当該山岳団体等に対し補助金を交付する。

(補助対象事業及び補助金の額)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助対象経費及び補助金の額は、別表1のとおりとする。

(補助事業者)

第3条 前条の補助事業の実施主体となる山岳団体等（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に該当する団体とする。

- (1) 登山の普及啓発や登山技術の指導等に取り組む山岳団体又は登山ガイド行為を行う者で構成する登山ガイド団体であること。
- (2) 規約等を有し、かつ代表者が明らかであること。
- (3) 会計経理が適正に行われていると認められること。
- (4) 県内に事務局があり、県内の山岳地を拠点に活動していること。

(補助金交付申請)

第4条 規則第5条に規定する補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 収支予算書（別記様式第2号）
- (3) 実施主体の規約、構成員名簿、役員名簿
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律

第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助事業の変更等)

第5条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助金額の増又は別表2の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認及び変更交付申請書(別記様式第3号)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(別記様式第1号)
- (2) 収支予算書(別記様式第2号)

(補助事業の中止又は廃止)

第6条 補助事業者は、規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止(廃止)承認申請書(別記様式第4号)を提出しなければならない。

(補助事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第7条 補助事業者は、補助事業を予定期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、規則第7条第1項第2号の規定により、事業遂行状況報告書(別記様式第5号)を知事に提出し指示を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第14条に規定する補助事業実績報告書の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過する日又は令和5年3月10日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書(別記様式第6号)
- (2) 収支決算書(別記様式第2号)
- (3) 事業を実施したことを証する写真
- (4) 支出に関する証拠書類(領収証、請求書等)
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、実績報告書の提出に当たり、第4条第2項ただし書の、補助金に

係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の支払い)

第9条 補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う報告書（別記様式第7号）により、速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

(帳簿の備付等)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、補助事業完了の年度の翌年から起算して5年間保管しておかななければならない。

附 則

この要綱は、令和4年4月7日から施行する。

(別表1)

事業区分	事業内容	補助対象経費	補助金の額
1 登山ガイドの 養成事業	登山客を安全に案内する技術力又は登山客に山岳資源の魅力を案内する能力の向上を図る講習会の実施	①外部講師に係る謝金及び旅費 ②旅費 ※ ③教材費、資材費及び消耗品（講習会の実施に直接必要な教材費、資材費、消耗品費） ④印刷製本費（チラシ、各種資料の印刷費） ⑤使用料（会場等の借上げ料） ⑥受講料 ※	補助対象経費の2分の1以内とし、一事業に対する補助金の上限額は、5万円とする。
2 三大都市圏での 情報発信事業	三大都市圏（首都圏、大阪、名古屋）で開催される山岳イベントでの情報発信	①旅費（イベントへの参加旅費） ②資材費及び消耗品費（イベントの参加に直接必要な資材費、消耗品費） ③印刷製本費（チラシ、各種資料の印刷費） ④使用料（イベントの出展料等）	補助対象経費の2分の1以内とし、一事業に対する補助金の上限額は、5万円とする。

※ 公益社団法人日本山岳協会、公益社団法人日本山岳ガイド協会等が主催する研修等を受講し、当該受講者が事業実施期間内に自ら講師となって受講内容を伝達する講習会を行う場合に限る。

(別表2)

事業区分	重要な変更（経費の配分）	重要な変更（事業内容）
1 登山ガイドの 養成事業	事業区分欄の1又は2に掲げる事業に要する経費の総額の3割を超える増減	事業区分の変更
2 三大都市圏での 情報発信事業		